

**【新設】（付随区域）**

43の3-7 措置法第43条の3第1項に規定する「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは、当該被災区域である土地と一団をなす土地で当該被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用されるものをいうのであるから、例えば、建物を建築する場合において、当該被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地がこれに該当する。

**【解説】**

- 1 本制度は、被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその事業の用に供した建物又は構築物で、その建設の後事業の用に供されたことのないものが適用対象資産とされている（措法43の3①）が、この「被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地」とは具体的にどのような土地がこれに該当するのか、疑義が生ずる。
- 2 この点について、対象となる土地は、まず、被災区域である土地と「一団をなす」土地であること、つまり、被災区域である土地と相互に連続する一まとまりの土地として、土地利用上現に一体の土地を構成している（又は一体としての利用に供することが可能である）ことが必要となる。  
また、対象となる土地は、その「被災区域である土地の使用に伴って一体的に使用される」ものであること、つまり、その被災区域である土地と機能的な面においても一体不可分の用途に用いられていることが必要となる。  
本通達の前段においては、これらのことを明らかにしており、その後段においては、建物を建築する場合における被災区域である土地とともにその建物の敷地の用に供される土地を、この具体的例示として掲げている。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の18-7）を定めている。